

平成30(2018)年10月23日

奈良県教育委員会

県立高校の再編計画に際し、

耐震性に問題のある奈良高校が平城高校に移転する計画について、
県教育委員会が奈良県知事に対して事前に説明したにもかかわらず、
十分な耐震対策をとらなかつた理由について説明を求める請願

請願者 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

請願者 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

本文(要旨)

県立高校の再編計画に際し、耐震性に問題のある奈良高校が平城高校に移転する計画について、
県教育委員会が奈良県知事に対して事前に説明していたにもかかわらず、
十分な耐震対策をとらなかつたことは、各種報道により明らかとなつてゐる。
生徒の命を第一に守るべき教育委員会が、耐震対策をとらなかつた理由を、
明らかに説明する事を求める。

理由

命の危険に直面する奈良高校の生徒の安全を一日も早く確保するとともに、
保護者をはじめとする関係者の不安を解消する対策の一助とするため。

また、平城高校の閉校に反対し、存続を求める活動を続けている者にとって、
閉校の理由とされる内容について、教育委員会並びに教育長の答弁の信憑性を
疑う点が多く見受けられる。

耐震対策を怠った理由を明らかにするとともに、
県民に対して、平城高校の存続活動の正当性を広く知つてもらうため。



平成30(2018)年10月23日

奈良県教育委員会

奈良県教育委員会の現教育長について、

奈良県立奈良高等学校の校舎が耐震基準を大幅に下回っており、
この学校に通う千人以上の生徒の生命の安全が脅かされている状態であることを、
いつ初めて認識し、どう安全対策を施そうとしたかを明らかにすることを求める請願

請願者

住 所

請願者

住 所

[REDACTED]

本文(要旨)

奈良県の高校生の生命の安全を第一に考え、その対応を求められる奈良県教育委員会
の現教育長において、

奈良県立奈良高等学校の校舎が耐震基準を大幅に下回っており、
この学校に通う千人以上の生徒の生命の安全が脅かされている状態であることを、
いつ初めて認識し、どう安全対策を施そうとしたかを明らかにすることを求めるとともに、
今後の安全対策と高校再編計画の参考資料とするための請願。

理由

奈良県内の全ての高校生の生命の安全を守るべき、教育委員会の教育長としての
その資質と責任感の程度を明らかにしなければならない。

また、奈良高校の耐震問題を解決する方法として平城高校を無理やり閉校にしようとしている
疑義があり、この度の再編計画の問題点に関心も持つ県民に、広くその真実を知らせる
必要があると考える。

併せて、今後の安全対策とこの度の再編計画の根本的な見直しを検討する資料とするため。



平成30(2018)年10月23日

奈良県教育委員会

奈良県立平城高校同窓会からの寄付金用途の正当性の説明を求める請願書

請願者 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

請願者 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

本文(要旨)

平成21年に実施された職員トイレ改修工事について、奈良県立平城高校同窓会にその経費の負担を求めたことについての正当性の説明を求める。

主旨

本来、県立高校の運営者としてその職員トイレの整備は学校を運営する上で、公費から賄うことが本来と考える。

にもかかわらず平城高校同窓会に奈良県の公費で支払うべきものを負担させたことについての理由を明らかにし、その客観的根拠に基づく正当性の正式な説明を求める。

(参考)

「施設整備」

LED照明、トイレ改修(教職員トイレ含む)、視聴覚室改修等に同窓会から約1300万円、グラウンド整備に野球部OBから約800万円。空調設備については、初期費用に約1950万円、月額58.5万円(税抜)のリース契約で約4800万円(平成23年6月16日～平成30年3月末迄)、さらに校舎防水工事に伴う配管工事の移設費約150万円など、計約6900万円以上をかけてPTAが維持してきました。

近年だけでも卒業生とPTAから総計約9000万円以上が施設整備のために寄付されており、他にも今年の夏休みの炎天下、グラウンドへ降りる階段が野球部保護者の手づくりによって整備されています。

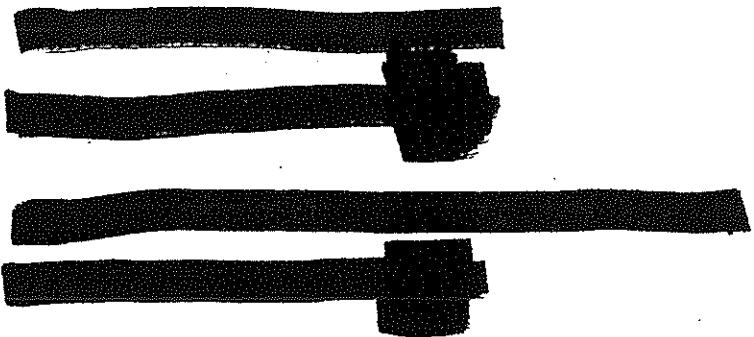
以上のような理由から、奈良県立平城高校同窓会からの寄付金の正当性について説明を求める請願と致します。



平成30年10月25日

奈良県教育委員会 御中

請願者



奈良県教育委員会陳情処理規程第2条の規定により、請願書を提出する。

県立奈良高等学校の耐震性不足について、奈良市からの行政指導に対する対応の詳細な説明を求める請願書

1 要旨

県立奈良高等学校の耐震性不足について、奈良市からの行政指導に対する対応の詳細な説明を求める。

2 趣旨及び理由

県立奈良高等学校の耐震性が国の基準を著しく下回っている事件について、平成30年9月18日に、奈良市から耐震性の低い建物について適正に対処するよう耐震改修促進法に基づく行政指導が行われた。奈良県教育委員会は、法律に基づく行政指導を受けて、説明責任を果たすべき義務を有する。

よって、上記行政指導に対する対応の詳細な説明を行うことを請願する。

3 その他

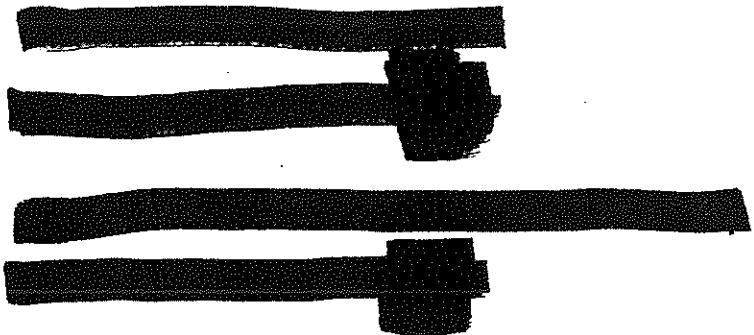
請願者を委員会に出席させたうえ、陳述することのできる機会を設けることを求め
る。



平成30年10月25日

奈良県教育委員会 御中

請願者



奈良県教育委員会陳情処理規程第2条の規定により、請願書を提出する。

県立奈良高等学校の体育館の即時使用禁止の措置を講ずることを求める請願書

1 要旨

県立奈良高等学校の体育館の即時使用禁止の措置を講ずることを求める。

2 楽旨及び理由

平成30年10月24日に、奈良高等学校のホームページに「西側渡り廊下の使用禁止について」(登録日:2018年10月23日/更新日:2018年10月23日)が掲載されている。使用禁止の理由として「校舎内で最も耐震指標(I s 値)が低い」ことが挙げられている。

しかし、奈良高等学校の体育館のI s 値は0.05とさらに低く、地震により倒壊又は崩壊する危険性は極めて高い施設であり、生徒及び教職員の利用頻度も高い。

よって、西側渡り廊下の使用禁止の理由が示された以上、体育館の即時使用禁止の措置を講ずることを請願する。

3 その他

請願者を委員会に出席させたうえ、陳述することのできる機会を設けることを求める。



平成30年10月25日

奈良県教育委員会 御中

請願者



奈良県教育委員会陳情処理規程第2条の規定により、請願書を提出する。

県立奈良高等学校で耐震性の不足している建物の使用を継続していることについて、教育委員会は生命及び身体の安全を保障することができるのか否かの説明を求める請願書

1 要旨

県立奈良高等学校で耐震性の不足している建物の使用を継続していることについて、教育委員会は生命及び身体の安全を保障することができるのか否かの説明を求める。

2 趣旨及び理由

県立奈良高等学校の耐震性が国の基準を著しく下回っている事件について、平成30年9月18日に、奈良市から耐震性の低い建物について適正に対処するよう耐震改修促進法に基づく行政指導も行われた。

また、遅くとも、仮校舎の手配については、私どもが平成29年7月時点から早期の措置を講じるよう求め、平成30年6月25日の奈良市議会本会議でも指摘されていたにもかかわらず、未だに奈良県教育委員会はそれを事実上無視し続け、未だにその方針さえすることができていない異常な事態が続き、その結果として社会問題に発展している。

奈良県教育委員会は、県立奈良高等学校で耐震性の不足している建物の使用を継続していることについて、生徒及び教職員等の利用者の生命及び身体の安全の保障をすることができるのか否かについて、明確に説明責任を果たすべき義務を有する。

よって、その説明を行うことを請願する。

3 その他

請願者を委員会に出席させたうえ、陳述することのできる機会を設けることを求め
る。



平成 30 年 12 月 6 日

奈良県教育長 殿

奈良県教育委員会陳情処理規定第 2 条の規定により、請願書を提出する。

請願者

[REDACTED]

県立奈良高等学校の校舎等施設の耐震整備に関する説明を求める請願書

奈良高等学校へ子供を通学させる保護者として申し上げる。

入学生徒募集時、入学時に奈良高等学校へ進学を決めた際の条件とは異なり、入学後に奈良高等学校の校舎等施設の耐震強度が著しく不足していることが明らかになる。

事前に知らされるべき教育環境に関する重大事項であり、奈良県教育委員会において把握してきた事実と耐震整備に関する過去から現在に至る検討経緯の全ての説明を教育長に求める。

具体的には、奈良高等学校の生徒、保護者、教職員に対する教育長からの説明の機会を設け、開催日時、開催地について早急に決定し、生徒、保護者、教職員に通達することを請願する。



平成 30 年 12 月 7 日

奈良県教育委員会 御中
吉田育弘教育長 御中

並びに奈良県制作のテレビにおける
公的番組

「奈良県のオ~~レ~~ンタル広報誌『県民だより』に、以下の県立高校再編問題と県立奈良高等
学校をはじめとする県立高校の校舎の危険性を告知することを求める請願」

請願者（代表）

ほか 12 名（別紙）

1. 要旨 公的

奈良県のオ~~レ~~ンタル広報誌『県民だより』に、以下の県立高校再編問題と県立奈良高等学校をはじめとする県立高校の校舎の危険性を、以下の点を中心に告知することを求める。

- ①県立高校再編問題において、少なくとも 3 年前から県教委内部で計画がされていたにもかかわらず、その事実を隠蔽し、実校名を伏せてパブリックコメントを行い、県民に混乱と公費の無駄遣いを負担させたことを告知することを求める。
- ②奈良高校などの耐震工事放置の事実、耐震化の債務工事中止の事実、奈良高校の耐震基準値（IS 値やコンクリート強度）の数値、及び県立高校校舎、旧城内高校校舎の耐震状況などを正確に公表し、その危険性を広く県民に告知することを求める。

2. 趣旨及び理由

10 月 25 日の教育委員会において、高木教育委員、佐藤教育委員は奈良高校の耐震診断結果公表の請願の取扱いに関して新聞やテレビが報道しているので公表は不要との意見があった。（11 月 14 日、教育委員会において吉田教育長が謝罪） 公的

しかし、マスコミは県のオ~~レ~~ンタルな広報ではない。「県民だより」こそオ~~レ~~ンタルな広報誌である。しかしながら、高校再編計画が発表された 6 月よりいまだに高校再編計画や耐震工事放置問題が掲載されてはいない。

予算を組むうえでも血税である県民の理解を求ることは当然であり、県民には県政を知る権利がある。また、高校進学を控えた中学生をもつ保護者や、避難場所と考えている近隣の住民にも、マスコミにとどまらず、より広く情報が伝わる努力をしなければならないため。



平成 30 年 12 月 7 日

奈良県教育委員会 御中

吉田育弘教育長 御中

・ 請願者

・ 住 所

奈良県教育委員会御中 吉田育弘教育長御中

平成30年12月7日

奈良県教育委員会陳情処理規程第2条の規定により、請願書を提出する。

7日

「平城高校閉鎖に伴う信義則違反に対する説明を求める請願書」

請願者(代)

(記入欄)(記入欄)奈良県教育委員会
受取

1. 要旨 平城高校閉鎖に伴う保護者及び関係者に対する信義則違反の説明を求める

30.12.7

2. 趣旨及び理由

平成30年5月30日の奈良県教育委員会（以下、「県教委」とよぶ。）臨時会において、
立高校適正化実施計画（以下、「実施計画」とよぶ。）が可決され、平成30年6月8日に突然

と内容が公表された。しかもたった3回の県教委臨時会において結論に至る暴挙である。議

事録等を確認したところ、簡易な審議すらされておらず、住民の計画参加権を保障するパブ

リックコメントすら履践されず、奈良県の意思決定にも違背した決定である。

県立平城高等学校の保護者、OB、OG、校友会、その他関係者（以下「平城高校関係者」とよぶ。）では、県教委が実施計画を公表して以降、限りない公序良俗に反すると思われる行

為の検証を重ねてきた。その中でも平城高校関係者は県立平城高等学校に対し多額の寄付を行っている。その中でも受理者である県教委では寄付台帳記載の手続きがなされていないものも散見される。これらの多額の寄付の中には、長期に渡り県立平城高校に通う学生の教育

環境等の向上のために申し出を行い、受理されたものである。まして平成26年度、平成27

年度には、県立平城高等学校の校舎及び屋内運動場の耐震補強工事が行われており、長期間

にわたり県立平城高等学校は存続する説明も受けていた。しかし上記した実施計画は突然の

公表により県立平城高等学校は閉鎖が言い渡されたことは青天の霹靂であり、平城高校関係者を驚愕させた。これらの県教委の行為は信義則に反するものであり、その寄付による物品

等の使用等の権利関係については何ら平城高校関係者に説明すら行われていない。

よって、上記の県教委の行為は寄付者に対する信義則違反であり、その説明を行政文書及

び教育長自ら行うことを求めることを請願する。

平成 30 年 12 月 7 日

奈良県教育委員会 御中

吉田育弘教育長 御中

・ 請願者

・ 住 所

平成 30 年 12 月 7 日

奈良県教育委員会 御中
吉田育弘教育長 御中

「高校再編対象校において、10月以降、教育長らが実施した生徒懇談会の

内容公表を求める請願」

請願者（代表）

ほか 12 名（別紙）

1. 要旨

高校再編対象の複数の県立高校において、10月以降、教育長らが実施した生徒懇談会の内容公表を求める。また、再編や移設に関する高校で、未実施のものも公表する。

該当 生徒懇談会か

2. 趣旨及び理由

10月に再編対象校と実施された懇談会の内容を公表し、代表生徒に限らず、在校生・保護者・受験生をはじめ、県民が広く同じ目線で将来をめざし、問題点を解決できなくてはいけない。しかしながら、多くの県民は一部の対象校の懇談を一部のマスコミで垣間見たのみであり、不透明さが残る。

その懇談会の形式は、懇談方法について、あらかじめ十分に準備されたものではなかったにもかかわらず、生徒側は誠意を尽くして熱心に質問し、説明を求めたものであった。

しかし、その生徒達からの質問や意見に、県教委側は十分に答えることができなかつた。
いざれにせよ、懇談会の内容を明らかにし、高校再編問題の本質を公表し、広く県民に告知する必要がある。

形式だけの懇談会と言われている中、内容を公表し、弱い立場である生徒を守らなければならないため。また、高校再編の県民総意の熟議が全くされていない現実を踏まえ、高校再編の当該生徒の意見を県民に周知し、多くの県民とともに高校再編問題の認識と議論を深める必要があるため。



平成 30 年 12 月 7 日

奈良県教育委員会 御中
吉田育弘教育長 御中

・ 請願者 [REDACTED]

・ 住 所 [REDACTED]

奈良県教育委員会 御中 吉田育弘 教育長 (印)

平成30年12月7日

奈良県教育委員会陳情処理規程第2条の規定により、請願書を提出する。

「県立平城高等学校閉鎖に伴う説明を教育長自ら行うことを求める請願書」

請願者(代表)

平成30年12月7日(別紙)

1 要旨

県立平城高等学校関係者に対し、教育長自ら説明を直ちに行うこと求めることを請願する。

2 趣旨及び理由

平成30年5月30日の奈良県教育委員会（以下、「県教委」とよぶ。）臨時会において、県立高校適正化実施計画（以下、「実施計画」とよぶ。）が可決され、平成30年6月8日に突然と内容が公表された。しかもたった3回の県教委臨時会において結論に至る暴挙である。議事録等を確認したところ、簡易な審議すらされておらず、住民の計画参加権を保障するパブリックコメントすら履践されず、奈良県の意思決定にも違背した決定である。

県立平城高等学校の保護者、OB、OG、校友会、その他関係者（以下「平城高校関係者」とよぶ。）では、県教委が実施計画を公表して以降、何時まで経っても教育長からは丁寧な説明すら行われない。以前の県教委定例会では、要請があれば行う旨の発言がなされたことから、改めて県立平城高校関係者に対し教育長自らの説明を求める。

開催の日時、場所等については県教委事務局と調整を上、行う予定である。

よって、上記の県教委の説明責任を果たすと発言したことの順守を求め、速やかに説明会の開催を通知するので、教育長自らの説明を行うことを請願する。



平成 30 年 12 月 7 日

奈良県教育委員会 御中

吉田育弘教育長 御中

・ 請願者

・ 住 所

平成 30 年 12 月 7 日

奈良県教育委員会 御中

吉田育弘教育長 御中

情報

「奈良高校跡地にホテル建設の ~~事実~~ があることを否定する公文書を発表するとともに、

現奈良高校校長が保護者関係者に対し「奈良県知事並びにその関係者が奈良高校敷地に既に

ホテル建設を計画しているので移設は中止できない」と

伝えたとされる ~~事実~~ について、現奈良高校校長と県教委の説明を求める請願」

（情報とその真偽について、

請願者（代表）

ほか 12 名（別紙）

1. 要旨

県立高校再編問題の混乱の中、県民に対し、奈良高校跡地にホテル建設の ~~事実~~ あることを否定する公文書を発表する必要性がある。

また、現奈良高校校長が奈良高校の保護者関係者に対し、「奈良県知事並びにその関係者が奈良高校敷地に、既にホテル建設を計画しているので移設は中止できない」と語ったとされる ~~事実~~ が高校関係者の間に伝わっている。

このことについて、現奈良高校校長本人から、その ~~事実~~ の真実性を明らかに説明する道義的倫理的必要性と、これについて県教委としての詳しい説明の必要性がある。

2. 趣旨及び理由

奈良高校の耐震工事放置問題による、仮設校舎建設の件において、遅々として進捗しない不透明な理由のひとつに、奈良高校の跡地にホテルを誘致し建設するとい ~~う事実~~ が県民に広く流布している。

耐震基準の異常値の建物において、いつ来るかわからない地震に 1,000 名の生徒 ~~や~~ 職員が命を脅かされ、保護者ともども不安の中で生活しており、命に勝るものはないというのに、この ~~事実~~ が、仮設の建設を進めない理由なのではないかと考えるため。

また、ホテル建設が ~~事実~~ などまらないとすれば、住民理解を求めなければならないため。

教育委員会という立場にかかわらず、行政の私欲にのみこまれ、1,000 名の命を危険にさらすことは断じて許せないという県民の多くの考えにこたえなければならないと考えるため。



平成 30 年 12 月 7 日

奈良県教育委員会 御中

吉田育弘教育長 御中

・ 請願者

・ 住 所

・ 請願者

・ 住 所